

# ねりまの文化財

## 東京文化財ウィーク

### 2021

11月1日から7日までの一週間は「文化財保護強調週間」です。全国で文化財保護と活用を推進を図るため、各種事業が行われます。東京都では、多くの皆様に文化財を身近に感じていただくため、文化の日前後を「東京文化財ウィーク」として、都内全域で様々な文化財の公開事業を実施します。区内では、次の事業を行います。

### 尾崎遺跡展示解説会

尾崎遺跡の発掘調査で見つかった出土品について、学芸員が解説します。尾崎遺跡は、石神井川左岸の低地から台地にかけて立地します。春日小学校建設に先立ち、昭和54年から55年に発掘調査を行い旧石器から近世までの各時代の遺跡が発見されました。遺跡は都指定史跡、出土品は区指定文化財です。



中世の板碑や古銭→  
江戸時代の陶器の皿↓

上：弥生土器  
下：古墳時代の土器



練馬区  
地域文化部  
文化・生涯学習課  
(伝統文化係)  
〒176-8501  
練馬区豊玉北6-12-1  
TEL 03(5984)2442

【日時】10月31日(日)

①午前10時～ ②午後1時30分～  
各回40分程度。

【場所】春日小学校1階資料展示室等  
(春日町5-12)

【交通】都営大江戸線 練馬春日町駅  
下車徒歩約8分。

【申込方法】伝統文化係へ事前申込。  
10月1日(金)より電話・FAXまたはメールで、先着順で受付。

電話 03(5984)2442

FAX 03(5984)1228

メール BUNKASHUGAI@city.  
nerima.tokyo.jp

【募集人数】各回10名。

【参加費】無料。

【参加時のお願ひ】当日のマスク着用、  
体温測定、手指消毒へご協力ください。

### 石神井公園ふるさと文化館主催 東京文化財ウィーク2021参加事業

#### ●石神井城跡発掘パネル展

石神井城跡(中世豊島氏の城跡、都指定史跡)の発掘調査時の様子や成果な

どを、特別公開中の主郭内にて写真パネルで紹介します。

【期間】10月30日(土)～11月7日(日)  
午前9時30分～午後4時30分

【場所】都立石神井公園内石神井城跡  
(石神井台1丁目)。(無料)

#### ●特別公開「小野蘭山墓誌」

江戸時代中期の本草学者(博物学者)である小野蘭山(一七二九～一八一〇)の墓誌(都指定有形文化財)を公開します。

【期間】10月30日(土)～11月7日(日)

【場所】石神井公園ふるさと文化館  
常設展示室(無料)

#### ●通年公開「丸山東遺跡方形周溝墓出土品」

壺形土器、鉄剣、ガラス玉、管玉からなる出土品(都指定有形文化財)は、弥生時代後期の墓制を知る貴重な資料です。

【場所】同館 常設展示室(無料)

#### ●企画展「思い出のとしまえん」

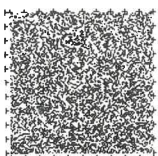
「としまえん」は令和2年8月31日、94年の歴史に幕を閉じました。世界初の流れるプールの開設や、日本初のダークライド「アフリカ館」の開設、機械遺産となった世界最古級のメリーゴーランド「カルーセル・エルドラド」の移設、斬新な広告など、常に時代の最先端を行き、遊園地の楽しさを多くの人々に発信した存在でした。本展では「としまえん」のあゆみを様々な資料からたどりまします。

【期間】9月11日(土)

～11月7日(日)

【場所】同館

企画展示室(無料)



●区登録文化財 石神井西尋常小学校  
のリードオルガンの演奏くかしきな楽  
器リードオルガン



かつて小学校の教室にあった、昭和初  
期製造の国産リード(足踏み)オルガン  
(区登録文化財)の解説と実演を行いま  
す。懐かしい音色をお楽しみください。

【日時】11月28日(日)  
A午後1時30分〜 B午後3時〜  
(各回30分)

【場所】同館 多目的会議室  
【講師】相田 南穂子(日本リードオルガ  
ン協会会員)

【定員】A・B各回45名  
【参加費】無料

※10月1日(金)より事前申込の受付  
開始。申込方法は、ねりま区報10月1  
日号、館ホームページに掲載。

石神井公園ふるさと文化館

住所：練馬区石神井町5-12-16

電話：03(3996)4060

休館日：月曜日(月曜日が祝休日の場合  
はその翌平日)・年末年始

開館時間：午前9時〜午後6時

※新型コロナウイルス感染症の状況により、閉  
館や開催中止の場合は、ホームページ等でお  
知らせします。

文化財保護審議会委員委嘱(第18期)

練馬区では、区内文化財の保存・活用を  
図るため、練馬区文化財保護条例に基づ  
き、学識経験者で構成する練馬区文化財  
保護審議会を設置しています。主な役割  
は、①教育委員会の諮問に応じる。②文化  
財の保存等について重要事項を調査し、  
審議する。③重要事項について教育委員  
会に提言する。の3点です。この度、令和  
3年4月1日付けで、左記6名の方に委  
員を委嘱しました。任期は2年です。

◆委員一覧(敬称略・五十音順・専門分野)

伊郷 吉信 自由建築研究所

(建築)

漆澤その子 武蔵大学教授

(日本芸能史・文化史)

佐藤 孝之 東京大学史料編纂所名誉教授

(日本近世史)

副島 弘道 大正大学名誉教授

(日本彫刻史・文化財学)

松崎 憲三 成城大学名誉教授

(日本民俗学)

森 公章 東洋大学教授

(日本古代史)

「力持ち惣兵衛の馬頭観音」が移設されました

本年4月、区有形民俗登録文化財「力持  
ち惣兵衛の馬頭観音」が、大泉学園町2-  
27から大泉学園町7-2-25(惣兵衛最中  
本舗 あわ家惣兵衛本店の店頭)へ移設  
されました。

「力持ち惣兵衛の馬頭観音」は、天保11  
年(一八四〇)9月に加藤惣兵衛によって  
建立されました。河原石で造られ、正面中  
央に「馬頭観世音」と刻まれています。背  
面には「七十六秤目」と重さが刻まれ、か  
つて力試しに用いた力石であったことが  
わかります。

力石と馬頭観音とを兼ねたものは珍し  
く、この石には力持ち惣兵衛と愛馬にま  
つわる伝承がいくつが残されています。  
その一つは次のとおりです。

現在の大泉学園町が小樽(こぐれ)村と  
よばれた江戸時代、この村には惣兵衛と

いう人が住んでいました。

惣兵衛は大変な力持ちでした。惣兵衛  
が江戸の牛込(新宿区)の武家屋敷まで行  
ったとき、その屋敷の主人が前々から惣  
兵衛が力持ちであることを知っていたの  
で、試してみようと思いました。そこで、  
庭にあった大きな石を持ち上げさせまし  
た。惣兵衛は見事に持ち上げ、褒美にその  
石やお金をもらいました。

惣兵衛はその石を馬の背に載せ帰りま  
したが、家が見える所まで来たときに、馬  
が力尽きて息絶えてしまいました。惣兵  
衛はかわいがついていた馬の死をなげき、  
供養のため、運んで来た石からこの馬頭  
観音を造ったとのことでした。

行き方 西武池袋線 大泉学園駅 北口  
バスのりばから「大泉風致地区」下車  
徒歩約5分(郵便局信号を左折すぐ)



# 田柄用水の増水工事

江戸時代に土支田村下組(後に下土支田村)の名主を務めた小島家には、田柄用水に関わる文書が残っています。田柄用水は、明治4年(一八七二)、玉川上水の分水である田無用水をさらに分水し、田無村・上保谷村(西東京市)、関村・上石神井村・下石神井村・田中村・下土支田村・上練馬村・下練馬村(練馬区)の水田の用水として利用されました。

開削の当初は、水不足になりがちで、上練馬村や下練馬村などの下流の村まで、水が行き渡らないこともありました。水不足を解消するため、田柄用水を利用する、前述の9つの町村(田無は明治11年(一八七八)に町制施行)から構成される田無町外八ヶ村組合は、明治21年(一八八八)に増水工事を行いました。

しかし、田柄用水の増水を希望したのは、水田の用水として利用する村だけではなくありませんでした。田柄用水は流末で石神井川に合流しますが、石神井川の下流の王子村の製紙会社(後の王子製紙)、下板橋宿・王子村の水車営業者4名も田柄用水の利用を希望しました。製紙会社は、渋沢栄一などが明治5年(一八七二)、大蔵省からの許可は翌年)に設立した会社です。必要な水を石神井川から引いていましたが、生産拡大とともに、水が不足するようになりました。このため、下板橋宿・王子村の水車営業者とともに田柄用

水の水利を検討するようになりました。今回紹介する文書は、水不足を解消するため、工事の経費をめぐり、田無町外八ヶ村組合と王子村の製紙会社などが取り交わした契約書です。契約の内容を文書から紹介しましょう。

まず、最初の「一」で始まる条は、田無町外八ヶ村組合は、小川村・大沼田新田上分・野中新田両組(善左衛門組と与右衛門組)(小平市)、柳窪新田(文書では「柳久保新田」、東久留米市)と示談し、これら

の村が使っている用水をその先に延長し、その水を田柄用水(文書では「田無町外八ヶ村在来水路」)に合流することになりました。田無用水からの引水だけでは水が不足しがちになるので、小川村などが使用している、やはり玉川上水の分水である小川用水、大沼田用水、野中用水を延長して田柄用水に引水するという計画です。

示談・水路敷地買上・工事にかかる費用は二九二二円でしたが、九五〇円を製紙会社と下板橋宿・王子村の水車営業者で負担し、その内、製紙会社は五四八円七銭六厘を支出するということを申し合わせています。田無町外八ヶ村組合の負担額は一九六二円で1町村当り二一八円でしたから、製紙会社が田柄用水の増水工事にいかに大きな額を負担したかがわかります。以下の条文に製紙会社と水車営業者が田柄用水を利用するための取り決め

が記されています。

が記されています。

2番目の「二」で始まる条は、田無町外八ヶ村組合で水を使用した後の水の利用について記されています。田柄用水の流末にあたる下練馬村から水を上板橋宿字向屋敷へ引き入れ、王子村外式拾式ヶ村用水(石神井川と一部重複)へ合流させる以外は、田柄用水を分水させないことが取り決められています。但書は、田柄用水の上流の田無町で南側に分水する流路について記されています。この流路は従来のとおり石神井川に合流することが確認されています。

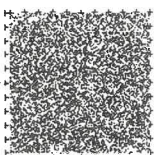
3番目の「三」で始まる条は、田柄用水(文書では「田無組合新田水路」)に水路の変更や修繕などがあつた場合のことが記されています。製紙会社や水車営業者へ協議のうえ実施し、製紙会社と水車営業者が費用の5分の1を負担すると取り決められています。

4番目の「四」で始まる条は、製紙会社と水車営業者は、春と秋に田柄用水の沿岸の草払いや流路の掃除をする費用の負担について記されています。毎年4月と9月の2回支払うものとされ、1年間の負担額は、明治22年(一八八九)から同24年までは五〇円、それ以降は三〇円と取り決められています。

5番目の「五」で始まる条は、田無町外八ヶ村組合は、田柄用水の水路の流れに注意し、流末の村の都合も配慮すべきであることが記されています。末文は、約定の締結の証拠として約定

書を2通作成し、記名・捺印のうえ、契約を取り交わすことが記されています。そして製紙会社支配人、水車営業者4名、田無町外八ヶ村組合も各町村の水路総代の氏名が記されています。契約書が写しであるため、捺印の箇所には「印」という文字に記されています。

田柄用水は、水田を営む農家にとつては貴重な水であり、増水工事は稲作を安定させるために必要な事業でした。一方、田柄用水は工業用水としても期待されるようになり、近代的水車営業のような産業にも利用されるようになったのです。資金豊富な製紙会社が多額の費用を負担したことは、資金不足に陥りがちの農家にとつては幸いであつたかもしれません。農工両者の利害が一致して、増水工事は進められたのです。なお、天祖神社(田柄4-27)には、増水工事を記念した「田柄用水記念碑」が建てられています。



【解説】

契約之証

一 今般、神奈川県北多摩郡田無町外八ヶ村ニ於テ、同郡小川村、大沼田新田字上分、野中新田両組、柳久保新田ト示談之上、其用水流末ヲ新規ニ水路ヲ開堀シ、田無町外八ヶ村在来用水路へ合流セシムルニ付、其示談金、水路敷地買入代、工事費等合金貳千九百拾貳円ノ内へ東京府北豊島郡王子村製紙会社外四名ニ於テ、金九百五拾円(金五百四十八円七錢六厘、製紙会社)(金百三十七円三十八錢五厘、吉村吉右衛門)金百三十七円三十八錢五厘、当麻金三郎)金六十八円六十九錢貳厘、供潤会社)(金五拾八円四十六錢貳厘、大野久兵衛)ヲ出金シ、更ニ田無町外八ヶ村ニ於テ使用之新旧用水流末悉皆ヲ王子村製紙会社外四名ノ用水ト為スノ協議相整候ニ付、田無町外八ヶ村組合ト王子村製紙会社外四名トノ間ニ取結ブ約定左ノ如シ

四名へ協議ノ上、施行可致事  
但 製紙会社外四名ニ於テハ、其費用ノ内五分ノ一負担可致事  
一 王子村製紙会社外四名ニ於テハ田無組合新田用水路、春秋両度草払浚方之費等ノ内へ左ノ割合ヲ以、年々四月、九月ノ両度ニ支出可致事  
明治廿二年ヨリ同廿四年マテ  
向三ヶ年間、老ヶ年金五拾円、以降ハ老ヶ年金三拾円  
一 田無組合ニ於テハ水路水行ニ注意シ、流末ノ都合相計可申事  
右之通り約定締結候証トシテ約定書式通ヲ製シ、各記各調印ノ上、為取替候也  
明治廿一年十月十七日  
東京府北豊島郡王子村六十五番地 製紙会社支配人 谷敬三 印  
同郡下板橋宿 当麻金三郎 印  
同郡同宿 大野久兵衛 印  
同郡王子村 吉村吉右衛門 印  
同郡同村  
供潤会社 熊谷源左衛門 印  
神奈川県下多摩郡田無町 水路総代 下田遊亀藏 印  
下田彦兵衛 印  
埼玉県新座郡上保谷村 埼玉県新座郡上保谷村 野口定右衛門 印  
東京府下北豊島郡関村  
東京府北豊島郡上石神井村 田中文五郎 印  
水路総代 高橋平蔵 印  
同郡下石神井村、田中村兼 渡辺惟一 印

同郡下土支田村 小島八郎右衛門 印  
同郡上練馬村 上野長左衛門 印  
同郡下練馬村 大木泰孝 印

一 王子村製紙会社外四名ヨリ田無組合新田用水路ニ向テ示談金五拾貳千九百拾貳円ノ内へ東京府北豊島郡王子村製紙会社外四名ニ於テ、金九百五拾円(金五百四十八円七錢六厘、製紙会社)(金百三十七円三十八錢五厘、吉村吉右衛門)金百三十七円三十八錢五厘、当麻金三郎)金六十八円六十九錢貳厘、供潤会社)(金五拾八円四十六錢貳厘、大野久兵衛)ヲ出金シ、更ニ田無町外八ヶ村ニ於テ使用之新旧用水流末悉皆ヲ王子村製紙会社外四名ノ用水ト為スノ協議相整候ニ付、田無町外八ヶ村組合ト王子村製紙会社外四名トノ間ニ取結ブ約定左ノ如シ